

付加価値型営業税（VAT）

台湾では、国内で行われる取引は、相手方が台湾にいるか外国にいるかを問わず、すべて営業税（VAT）の対象となる。

法的根拠について

《加価値型及び非加価値型営業税法》第1条は次のように規定しています。：「中華民国領域内において物品または役務を販売し、または物品を輸入する場合は、本法の規定に従い、加価値型または非加価値型の営業税を課する。」

この規定に基づき、取引当事者が台湾に所在するかどうかを問わず、中華民国領域内で物品や役務を販売する場合や物品を輸入する場合には、「加価値型及び非加価値型営業税法」（以下「営業税法」といいます）に従って営業税を課されます。

営業（税籍）登記

《営業税法》第28条は次のように規定しています。：「営業者の本店およびその他の固定営業場所は、営業開始前にそれぞれ主管課税機関に対し税籍登記を申請しなければならない。」

この規定に基づき、台湾に事業所や常設機構を有する場合、営業登記を完了した後に国税局所轄の課税機関で税籍登記を行う必要があります。これは営業登記とも呼ばれます。税籍登記が承認されて初めて、営業者は発票を購入し、正式に営業を開始することができます。

さらに、2017年5月1日以降、海外電子商取引事業者は台湾に固定営業場所を持たない場合でも、台湾の自然人に電子役務を販売し、その台湾での年間売上高が新台幣ドル60万元（約18,500米ドル）を超える場合は、税籍登記を申請し、営業税を申告・納付しなければなりません。

税籍登記の申請方法

- 会社組織の営業者は、会社登記主管機関での登記後、主管課税機関がその基本資料に基づいて処理するため、別途申請は不要です。
- 国税局所属の課税機関（分局）に直接申請します。
- 台湾に固定営業場所を持たず、台湾の自然人に電子役務を販売し、年間売上高が60万元を超える場合は、財政部税務ポータル「海外電子商取引課税専区」を通じ、事業者本人または代理人がオンライン申請します。

未申請税籍登記の罰則

1. 《営業税法》第45条は次のように規定しています。：「営業者が規定に従って税籍登記を申請しない場合、期限内に補完するように通知する他、新台幣ドル3,000元以上30,000元以下の罰金を科すことができる。期限を過ぎても補完しない場合は、回数に応じて処罰できる。」
また、《営業税法》第51条第1項第1号は次のように規定しています。：「納税義務者が規定に従って税籍登記を申請せずに営業を行った場合は、追徴税額に加え、漏税額の5倍以下の罰金を科すことができ、さらに営業停止を命ずることが出来る。」上記両方に違反した場合は、より重い処罰が適用される。
2. ただし国税局が営業者に対し初回の税籍登記の補完を行うように通知する他、営業者が期限内に

税籍登記を完了した場合は、処罰を免除されます。

統一發票

台湾では、すべての企業において、月間売上額が20万円を超える事業所は、すべての収入について統一發票を発行しなければなりません。發票は政府に申請し、印刷済みの發票冊子を購入して使用します。顧客への發票発行に使用できるのは、政府が印刷した發票のみです。事業者が自ら發票を印刷して使用したい場合は、事前に政府の承認を受ける必要があります。承認を得た自印發票には、政府が付与した番号を表示しなければなりません。

B2C業務を展開し、台湾で税籍登記を行った海外電子商取引事業者は、《統一發票使用弁法》第7-1条第2号に基づき次の義務があります。：「營業税法第6条第4号に規定する営業者（すなわち海外電子商取引事業者）は、クラウド發票（電子發票）を発行し買受人に交付する義務があります。」

また、営業者が他の営業者に發票を発行する場合は、必ず買い手の統一番号を記載しなければなりません。統一番号は台湾において営業者の識別番号として一般に用いられています。

統一發票を発行するか否かは「營業税」の税率に影響します。發票を発行する場合、原則として營業税率は5%です。政府は統一發票番号を管理することで、企業が発行した發票を継続的に追跡し、營業税および所得税の申告書と照合し、企業が過少申告することを防止しています。したがって、發票の発行は税務機関が營業税を課す上で非常に重要な根拠となります。

政府の規定に従わずに發票を発行しない場合は、營業税や所得税の脱漏に発展する可能性があります。

企業の脱税を防止するため、台湾政府は統一發票番号による宝くじ制度を設けています。この制度は、個人が物品やサービスを購入する際に發票を必ず受け取るよう促すことを目的としています。非商業目的で統一發票を取得した消費者は、發票番号を政府が公表す

る当選番号と照合でき、2か月ごとに発表する当選番号により、最高獎金は新台幣ドル 1,000 万元です。

輸入物品の營業税

《營業税法》第41条前段は次のように規定しています。：「物品を輸入する際に徴収すべき營業税は、税関が代行して徴収する。」

この規定に基づき、營業税法第9条に基づく免税規定に該当する場合を除き、すべての輸入物品について輸入時に税関が營業税を代行徴収します。

輸入物品の受取人または所持人が一般課税計算の営業者であり、その輸入物品が本業または附属業務専用の用途に供され、かつ營業税法第19条で定める控除禁止事項に該当しない場合は、「税関輸入物品税费納付証」または「税関徴収税费領収書」に基づき、仕入税額控除として申告することができます。

2025年 營業税率

標準税率（營業税法第10条）：

5%（以下の例外を除き、すべての課税取引に適用される）。

營業税免税（營業税法第8条第1項）：

- 飼料および未加工の生鮮農林漁牧産品、副産品（農民や漁民が販売する収獲物や捕獲物を含む）
- 土地の販売
- 印紙税票や郵便切手の販売代行
- 病院、診療所、療養院が提供する医療サービス、医薬品、病室の宿泊及び食事
- 学校、幼稚園その他の教育文化機関が提供する教育サービス、および政府委託の文化サービス等

營業税ゼロ税率（營業税法第7条）：

- 輸出物品
- 輸出に関連する役務、または国内で提供され国外で使用される役務
- 法に基づき設立された免税店が、出国・通過旅客に販売する物品
- 保税区営業者に対して販売する營業物品または役務

- 国際運輸。ただし、外国の運輸事業者が中華民国において国際運輸業務を行う場合は、当該国が中華民国の国際運輸事業者に対し相応の待遇または類似の免税措置を与えていることが条件です。
- 国際運輸用の船舶、航空機および遠洋漁船
- 上記船舶・航空機・遠洋漁船に使用する物品または修繕役務の販売
- 保税区営業者が課税区営業者に販売し、課税区に持ち込まれず直接輸出される物品
- 保税区営業者が課税区営業者に販売し、自由港区事業や税関管理の保税倉庫・物流センターに搬入し輸出に供される物品

営業税ゼロ税率に必要な書類：

営業税ゼロ税率を適用するためには、関連する証明書類を備える必要があります。《營業税法施行細則》第11条は次のように規定しています。：「営業者が本法第7条に基づきゼロ税率を適用する場合、備えるべき書類は以下の通りです。：」

1. 輸出物品は税関経由で輸出した場合は証明不要。ただし郵政機構や快遞業者経由で輸出し、離岸価格が新台幣ドル5万元以下の場合は郵政機構や快遞業者発行の証憑コピー。5万元を超える場合は税関を経由しなければなりません。
2. 輸出に関連する役務、または国内で提供され国外で使用される役務については、外貨を政府指定銀行で売却（両替）または預入した場合は、政府指定外貨銀行が発行する外貨証明書類とする。外貨を売却（両替）せず、または政府指定銀行に預入しなかった場合は、原始外貨収入証憑のコピーとする。
3. 法に基づき設立された免税店が、通過または出国旅客に販売する物品については、監督する税関の承認を受け、電子媒体に保存された通過または出国旅客のパスポートまたは旅行證件番号を記載した売上伝票とする。ただし、国際空港または港の管制区域内に設置された免税店については、その売上伝票に通過または出国旅客のパスポート

または旅行證件番号を記載しなくてもよいものとする。

4. 保税区営業者に対して販売した物品または役務で、営業に使用するものについては、税関に申告して輸出とみなされた物品を除き、証明書類の添付は不要とする。その場合は、各保税区営業者が署名した統一發票控除用の用紙とする。
5. 国際間の運輸を営む者については、国際旅客・貨物収入明細表（國外客貨收入清單）とする。
6. 国際運輸用の船舶、航空機および遠洋漁船を販売する場合は、販売契約書の写しとする。
7. 国際運輸用の船舶、航空機および遠洋漁船に対して物品を販売し、または修繕役務を提供する場合は、税関に申告して輸出とみなされた物品を除き、証明書類の添付は不要である。その場合は、税関が発行した引渡済証明書、または修繕契約書の写しとする。
8. 保税区営業者が課税区営業者に販売し、課税区に輸送せず直接輸出した物品については、販売契約書の写しおよび税関が発行した課税区営業者の輸出申告証明書とする。
9. 保税区営業者が課税区営業者に販売し、自由港区事業または税関管理の保税倉庫・物流センターに搬入して輸出に供する物品については、販売契約書の写しおよび税関が発行した輸出または輸入とみなす証明書とする。
10. その他、財政部が承認した証明書類。

貸倒れの控除

原則として貸倒れは営業税の控除対象とはならない。しかし、遠期小切手が不渡りとなった場合には、特別申請書を提出し、既に納付済みの営業税の還付または控除を申請することができます。

申告期間

営業者は、特別な規定がない限り、売上の有無にかかわらず、2 か月を 1 期とし、翌期開始から 15 日以内

に主管課税機関へ前期の売上、納付すべき営業税額または過納営業税額を申告しなければなりません。

輸出によりゼロ税率を適用する場合は、1 か月を 1 期として申告することが可能です。一度申請した場合は同一年内に変更は出来ません。

営業税の還付を申請する場合、会計士の監査証明を受けた案件は、税務当局が優先して審査します。

申告の誤り及び期限を過ぎた申告

• 営業税の申告誤り：当月に修正申告可

申告期限内であれば電子申告ソフトで修正可能です。期限を過ぎた場合は、管轄課税機関に提出するか、工商憑証を用いて税務ポータルオンラインで修正申請を行う必要が有ります。

• 営業税の期限後納付：滞納金を納付しなければならない

納期限を過ぎた場合、期限翌日から 3 日ごとに 1% の滞納金が加算されます。また 30 日を超過した場合は強制執行や営業停止の対象となります。ただし不可抗力による場合は、原因消滅後 10 日以内に証明を提出すれば、延納や分納を申請し滞納金が免除されることがあります。

期限を過ぎた未申告に対する罰則

営業者が「営業税法」の規定する期限に従って売上額または統一發票明細表を申告しなかった場合、その遅延が 30 日を超えないときは、2 日を超過するごとに納付すべき税額に対して 1% の滞報金を加徴するものとし、その金額は 1,200 元未満であってはならず、12,000 元を超えてはならない。30 日を超過した場合は、確定された納付すべき税額に対して 30% の滞報金を加徴するものとし、その金額は 3,000 元未満であってはならず、30,000 元を超えてはなりません。納付すべき税額がない場合は、滞報金は 1,200 元、重加算金は 3,000 元となります。

仕入税額控除

發票に記載された営業税は、仕入税額として申告控除可能です。ただし、台湾で税籍登記を完了した営業者に限り、仕入税額の控除申告が認められます。

《営業税法》第19条第1項の規定に基づき、以下の仕入税額は売上税額から控除出来ません。：

1. 購入した物品または役務について、第 33 条に列挙される証憑を規定に従って取得・保存していない場合。
2. 本業および附属業務に供さない物品または役務。ただし、国防建設を支援するもの、軍隊を慰労するもの、または政府に寄付するものについてはこの限りではありません。
3. 接待・交際用の物品または役務。
4. 従業員個人に対する報酬となる物品または役務。
5. 自家用の乗用自動車。

統一發票発行のタイミング

原則として、営利事業は、代金の受領または物品の引渡し時点（いずれか早い方を基準とする）で取引相手に統一發票を発行しなければなりません。役務を提供する場合は、代金の受領時に統一發票を発行しなければならない。また、保証金の受領については、売上税額は発生しないことに注意する必要が有ります。

統一發票を漏発した場合の罰則

《営業税法》第52条の規定によれば：「営業者が統一發票を漏発し、または統一發票において売上額を少なく記載した場合、法定申告期限前に摘発されたときは、漏発または少なく記載した売上額について、規定税率に従い税額を算出して納税しなければならない。また、その税額の5倍以下の罰金を科されます。ただし、罰金額は100万元を超えません。1年以内に3回摘発された場合は、その営業を停止させる。」とあります。

部分免税

営利事業の収入が免税項目のみに由来する場合、その発生した仕入税額は控除申告できず、通常は営業税の登記も不要です。

営利事業が課税取引収入と免税取引収入を同時に有する場合は、申告を行い、仕入税額の按分計算を行わなければなりません。

その他のよくある問題

営利事業における営業税関連の典型的な問題は以下の通りである：

- 誤って発票を発行した後に、回収して作廃できない。
- 規定に従って取引相手に統一発票を発行していない。
- 発票の発行タイミングが早すぎる、または遅すぎる。
- 仕入税額控除を重複して申告している。
- 会計記録が不完全なため、営業税の還付申請ができない。
- 営業税のゼロ税率適用に関する規定に不慣れである。

結論

営業税に関する規定を正しく理解し、徴収および納付期限を遵守するとともに、商業会計法や関連法令に基づき確実に記帳することを推奨いたします。これにより、会社や事業所または個人の権益が損なわれることを防止できます。

営業税に関する内容で疑問がある場合は、いつでもご連絡下さい。誠心誠意、ご支援させていただきます。

連絡先



羅裕傑 所長

Jay Lo

Managing Partner

T +886 2 2789-0887 ext 1314

E jay.lo@tw.gt.com



横山 憲夫

Japan Desk 代表

日本公認会計士

T +886 2 2789-0887 ext 1355

E norio.yokoyama@tw.gt.com

www.grantthornton.tw